

日本経済研究センターは設立50周年を迎える今年、2050年の日本が活力と希望に富む経済社会であるために、今何をすべきかの政策提言プロジェクト「2050年への構想」に取り組んでいます。

2013年9月20日

消費増税、景気腰折れを防ぐ配慮を —低所得者に一時的減税 法人税減税も—

日本経済研究センター

安倍晋三首相は10月初めに消費税率を当初予定通り14年4月から3%引き上げる最終判断をする見通しだ。この場合、景気押し下げのインパクトは16兆円を上回り、軽視できない大きさになる。無策のままでは景気が腰折れし、デフレ脱却が不十分になるなど、15年10月の2%引き上げが困難になる恐れがある。財政再建は国際公約であり、増税は避けて通れない。消費税引き上げを円滑に進めるため必要な手立ては何かをまとめた。

《 要 旨 》

1. 当初予定通りに消費税率を引き上げる場合、14年度経済への下押し要因は16兆円強と国内総生産（GDP）の3%を上回り、軽視できない大きさになる。景気腰折れを防ぎ、デフレ脱却を前進させるため、5兆円規模の対策を提案する。14年度に、①低所得者への一時的減税・給付（約1.6兆円）、②法人税減税前倒しと自動車重量税・取得税の廃止（約1.8兆円）、③再生可能エネルギーの普及や災害に備える送電網整備など未来への投資（約1.6兆円）などを実施する。
2. 低所得者の負担軽減策はほとんど議論されていない。給付付き税額控除など恒久的な枠組みを用意するのが筋だが、来年4月の引き上げには間に合わない。それに代わる暫定的な措置として14年度に、①所得税（国税）で5%の税率が適用になっている世帯を対象とした平均で1人4万円の減税、②年金受給額の少ない高齢者世帯、児童扶養・福祉手当などの受給者を対象とした1人3万円の給付—の実施を提案する。
3. 15年度から恒久的な低所得者向け負担軽減策が導入できるよう、給付付き税額控除を中心に早期に対応方針を明確化すべきだ。
4. 経済モデルで試算すると、「1%ずつ」方式は需要変動を最小限に抑える点で優れている。今後、一層の消費税引き上げを進める際には、その度に上げ幅・時期を議論・判断するのではなく、1%ずつの引き上げを継続する方式を導入すべきだ。同方式は財政再建へのコミットメント（約束）を明確にするという点からも望ましい。
5. 当センターの長期予測によれば、2030年までに消費税率を25%まで引き上げないと財政は安定しない。この税率引き上げを実行するには、増税に耐えられる成長力が不可欠だ。対策で投資的な使途を考える際には、中長期的な成長引き上げにつながるものに絞るべきだ。エネルギー分野の基盤整備はその目的にかなう。

1. 14年度に16兆円強の下押し要因

消費税率引き上げ方式を巡る議論が再燃している。1997年の消費増税後にみられたような景気後退懸念があるためだ。13年8月下旬に開催された「今後の経済財政動向等についての集中点検会合」では、参加者の約7割が現行法通りの引き上げを支持した。安倍首相も当初通りの消費税率の引き上げ（14年4月に5%→8%）に傾いているとの報道があるが、14年度への経済活動に与える需要削減効果がどの程度大きいのかを、あらかじめ見積もる必要があるだろう。以下の3つを考慮する必要がある。

①消費税増税（約8兆円）¹+公的年金負担増（約1.8兆円）²

②補正予算の剥落効果（約1.5兆円減少）

③個人消費前倒しの反動効果（約5兆円減少）³

①と②を合計すると11兆円を超え、97年の消費増税時の負担増9兆円を上回る。③を含めると合計で16兆円強と国内総生産（GDP）の3%を上回り、経済活動へのマイナス効果を過小評価するのは危険である。

当センターの最新の短期経済予測（SA155R）⁴では、13年度の実質GDP成長率は+2.7%、14年度は+0.2%と見込んでいる。この場合、消費者物価上昇率（消費税の影響を除くベース）は、13年度に+0.4%、14年度も+0.4%となり、2年間で2%物価目標の達成は困難になる。食料・エネルギーを除く消費者物価は、13年度、14年度にそれぞれ▲0.1%（▲はマイナスを示す）、+0.1%となる。追加的な景気刺激策や成長戦略に向けた政策対応なしでは、景気の弾力条項⁵によって、15年10月の2%消費税率引き上げが困難になる可能性が高い。

こうした中でも現行法通りの引き上げの支持が高いのは、海外の投資家や国内の企業は、スケジュール通りの消費税率引き上げを既に織り込んでいるためだ。引き上げ方式変更には法改正も必要で、実務的なコストも生じる。引き上げ方式を変更すれば、政府の財政規律に対する姿勢に疑念が生じかねない。その場合、国債利回りの急騰など金融市場への影響が表れて、先行きの不確実性が高くなるとみる識者が多いからだ。

ただ現行法通りに引き上げるだけでは、日本の財政再建に関わる国際公約は守れない可能性が高い。政府は15年度までに基礎的財政収支（プライマリーバランス）赤字額の対GDP

¹ 政府試算によると、税率1%引き上げに伴う消費税負担額は約2.7兆円で、3%では約8兆円となる。ただし、実際には実質所得が低下やかけ込み需要の反動から需要が減少するため、税収はこれより少ない可能性がある。

² 年々引き上げられる年金保険料率の引き上げ相当分0.8兆円と、デフレ期にもらいすぎた年金水準を引き下げる特例水準の解消分約1兆円の合計。

³ 個人消費は、13年度は、かけ込み需要が実質GDPを+0.5%押し上げ、その反動で14年度は▲0.5%減る。その結果、13年度と14年度の段差は1%ポイント（約5兆円）となる。

⁴ 日本経済研究センター「第155回改訂短期経済予測（2013年7-9月期～15年1-3月期）」
(<http://www.jcer.or.jp/research/short/detail4638.html>)

⁵ 法案では、消費税率引き上げに当たっての措置（附則第18条）として、「この法律の公布後、消費税率の引上げに当たっての経済状況の判断を行うとともに、経済財政状況の激変にも柔軟に対応する観点から、第2条及び第3条に規定する消費税率の引上げに係る改正規定のそれぞれの施行前に、経済状況の好転について、名目及び実質の経済成長率、物価動向等、種々の経済指標を確認し、前項の措置を踏まえつつ、経済状況等を総合的に勘案した上で、その施行の停止を含め所要の措置を講ずる」が規定されており、これが実質的な消費税引き上げの停止条件となる可能性がある。

P比を10年度から半減（対GDP比▲3.3%）、20年度までには基礎的財政収支を黒字化するという目標を掲げている。しかし内閣府が13年8月に公表した「中長期の経済財政に関する試算」では、2013-22年度の名目成長率が平均で+3.4%、実質成長率が同+2.1%を達成する経済再生ケースにおいてさえ、消費税率10%のままでは20年度の黒字化は実現できない。一層の消費増税は避けて通れない。

2. 予定通り引き上げなら経済対策必要

既定方針どおりに引き上げを進めた場合、景気の足取りにはどのような影響があるのか。他の引き上げ方式と比較しながら、モデルシミュレーションにより検討した。住宅は、既にある程度のかけ込み購入が始まっており、今から1%ずつの引き上げに変更しても、13年度のかけ込み需要は予定通りの引き上げとそれほど変わらないと見込まれる。そのため、以下では消費への評価に絞って検討した。結果として浮かび上がるのは、消費の過度な変動を避けるという点からは、1%ずつの引き上げが望ましいという点である。

以下の4つのケースを想定した。

表1. 各ケースの想定

| | |
|--------------|--|
| ケース1（3+2） | 14年4月に+3%（→8%）、15年に+2%（→10%） |
| ケース2（5+軽減税率） | 15年4月に+5%（→10%） 食料品の消費税率は5%に据え置き（軽減税率の導入） |
| ケース2'（5） | 同上、軽減税率なし |
| ケース3（1%ずつ） | 14年4月から18年4月にかけて、毎年1%ずつ引き上げ |

まず、全体的な評価として、全期間（13年10-12月期から20年4-6月期まで）を通した消費の変化を見た（表2）。増税がないケース（ベースライン）との乖離を示している。ケース1ではベースライン比平均▲1.1%減と最も厳しい影響が出る。ケース2は同▲0.7%（軽減税率を導入しなければ▲0.9%）となる。最も影響が小さいのはケース3で同▲0.4%にとどまる。

表2. 各ケースの効果
（増税なしケースからの平均乖離、年度当たり）

| | 消費（実質民間消費） | 消費税収 |
|--------------|---------------|--------|
| ケース1（3+2） | ▲1.1%（▲3.2兆円） | +8.9兆円 |
| ケース2（5+軽減税率） | ▲0.7%（▲2.0兆円） | +6.3兆円 |
| ケース2'（5） | ▲0.9%（▲2.6兆円） | +8.3兆円 |
| ケース3（1%ずつ） | ▲0.4%（▲1.1兆円） | +6.8兆円 |

（資料）DSGE（動学的一般均衡モデル）を用い、日経センター試算。全期間（13年10-12月期から20年4-6月期まで）の平均値。

消費税収は、年度当たり、ケース2はケース1に比べ▲2.6兆円（軽減税率を導入しなければ▲0.6兆円）、ケース3は▲2.1兆円少なくなる。ケース3に注目すると、ケース1対比の追加消費支出額（+2.1兆円）と税収減少額（▲2.1兆円）がほぼ見合う形となっている。

軽減税率を食料品に適用すると、家計消費に占める食料品支出の割合が2割強のため、消費税の実質の引き上げ幅は約4%となり、長期的な税収は減る。

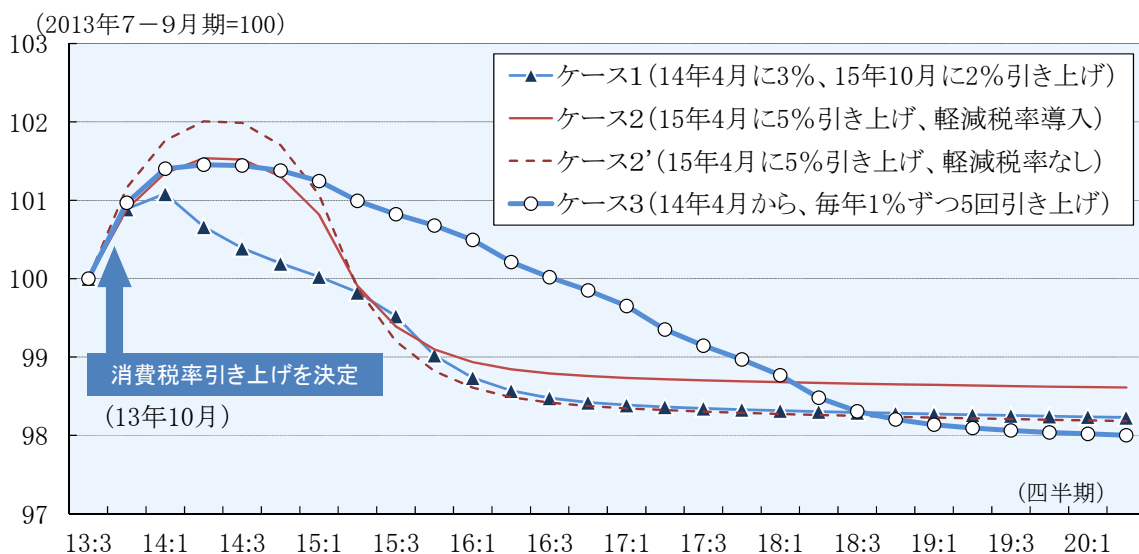
次に消費の経路を見よう（図1）。消費増税がない場合（ベースライン）を100とした推移だ。13年10-12月期には、増税の決定がかけ込み需要を喚起し、どのケースも101程度まで消費水準が上昇する。これは実質消費が1%増えることを意味する。

13年度後半から14年度前半にかけての推移を見ると、最も高いのがケース2'で、次にケース2と3が同程度、ケース1（3+2）では消費の低下が早めに起きる。これは、(1)ケース2では5%の税率上げを見越し、かけ込み需要が大幅になること、(2)ケース1では、かけ込みがケース2ほど現れないのに加え、本モデルでは後述のように、消費者は支出をなだらかに変化させると想定しており、2回分の税負担を見越して早めに消費を抑えるためである。

14年度後半からは、(1)ケース2と2'の落ち込みが急激になる、(2)ケース1（3+2）は早めに落ちるが、その後は緩やかな低下（2回目の引き上げ後に反動減でやや急に）、(3)ケース3（1%ずつ）は一貫して高い水準を保ちつつ緩やかに低下する——などの点がうかがえる。

引き上げ完了後（18年度以降）は、軽減税率を織り込んだケース2のみがやや高い水準にとどまり、その他のケースではほぼ同じ水準に落ち着く。

図1 民間消費への影響——4つの消費税引き上げパターン



この試算にはいくつかの想定がある⁶。第1は、13年10月に消費税率引き上げのアナウンスが行われ、先行きを含めすべての消費税引き上げが確定する（途中で方針が変わることは

⁶ Hirose and Kurozumi (2012)のモデルを基にした。同モデルは、価格や賃金の硬直性や粘着性、消費の習慣形成、投資や資本稼働率についての調整コストなどを取り入れたDSGE(動学的一般均衡)モデルで、本試算では、同モデルから投資特殊技術進歩を除き、消費税率を導入した。徴税は消費税とその他の一括税で行うものとする。所得や貯蓄が十分でないため、消費の増減が自由にできないという、いわゆる流動性制約は想定していない。当センターの経済百葉箱64号「消費税率引き上

ない)との想定である。第2は、消費者は先々の税率引き上げを見越した上で、最適な行動をとるという仮定である。これにより、税金が上がらないうちを買っておこうという、かけ込み需要をモデルから導出することができる。第3は、消費者は、急激な消費の変化を避けるよう行動するという想定である(習慣効果)。消費者は前期との差が小さくなるように、消費を平準化する。毎年1%ずつ5回引き上げるケース3の場合であれば、すべての増税を視野に置きつつも、各回の引き上げに際してかけ込み需要とその反動が少しずつ現れる形になる。かけ込みとその反動が相殺し、なだらかに消費水準が低下する。

本試算からは、予定通りの増税では、14年度から15年度にかけて無視できない需要の変動が生じる恐れが強いことがわかる。同時に、マクロ経済の変動を最小限に抑え、早期のデフレ脱却を目指す観点からは、漸進型のケース3方式が望ましいこともわかる。

後述するように、消費税の引き上げはこれで打ち止めではなく、当センターの試算では25%までの引き上げが必要である。今後は、その度ごとに引き上げ幅や時期を議論・判断するのではなく、1%ずつの引き上げを継続する形に転換すべきだ。これは、財政再建へのコミットメント(約束)を明確にするという点からも望ましい。同方式は事務負担の点から、企業の抵抗感が強いが、持続的な成長を実現するため、なんとか工夫・克服すべきだ。

3. 低所得者向けに暫定的な負担軽減策を

消費税引き上げに伴う低所得者層への負担軽減策はほとんど議論されていない。所得税の給付付き税額控除や軽減税率の導入など恒久策はさまざま考えられるが、来年4月の引き上げ時には間に合わない。その代替策として当センターは、低所得者層を対象とした年1.6兆円規模の一時的減税・給付を2014年度に実施することを提案する。以下の2つの施策を組み合わせる。政府には一時的な対策を実施する14年度内に恒久対策をまとめるべきだ。

第1は所得税の減税である。最も低い所得税率(国税)である5%が適用になっている層(給与収入で554万円以下)に、1人平均4万円の減税を実施する。この場合、全体の減税規模は1兆2540億円程度、約3120万人が対象になる⁷(表3)。12年の『家計調査年報』によると、年間収入248万円~503万円の階層では、非課税品目を除く平均支出額は年間222万円程度なので、40,206円の減税によって家計の年間消費額の1~2%程度を補うことになる。

第2は所得税を納めていない低所得者に対する負担軽減措置だ。年金受給額の少ない高齢者世帯、児童扶養手当・福祉手当などの受給者、重度の要介護者を対象として1人につき3万円の給付を行う。全体の支給規模は3450億円程度となる(表5)。これらを対象者に含めるにあたっては、「社会保障・税一体改革」の中で、15年10月から低年金者対策として、住民税が非課税の年金受給世帯(老齢基礎年金を受給している低所得者、対象者約600万人)および一定の障害基礎年金・遺族基礎年金の受給者(対象者約190万人)に対して、最大で1カ月5000円を支給するという事例を参考にした。^{8 9}

げの影響再考」(13年9月10日公表)の試算を踏襲している。

⁷ 政府税制調査会「参考資料(所得税の税率構造の見直しについて)(財務省)」p19、2012年11月9日 <http://www.cao.go.jp/zei-cho/history/2009-2012/gijiroku/zeicho/2012/24zen5kai.html>

⁸ http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/nenkin/nenkin/topics/2012/d1/0829_01_31.pdf

表3 税率区分と税収、納税額の対応

| 最高税率 ¹⁰ (%) | 課税所得 (万円) | 給与収入 ¹¹ (万円) | 税収 (億円) | 対象者数 (万人) | 納税額 (円/人) |
|---------------------------|--------------|----------------------------|------------|--------------|--------------|
| 5 | 0-195 | 261-554 | 21,000 | 3120 | 68,041 |

表4 税率引き下げ(5%→2%)による減税¹²

| 最高税率 (%) | 課税所得 (万円) | 給与収入 (万円) | 減税規模 (億円) | 減税額 (円/人) |
|-------------|--------------|--------------|--------------|--------------|
| 5 | 0-195 | 261-554 | 12,540 | 40,206 |

表5 低所得者等に対する給付

| 対象者 | 対象人数(万人) | 総額(億円) |
|--|----------|--------|
| 老齢基礎年金を受給している低所得者 | 600 | 1,800 |
| 障害基礎年金・遺族基礎年金の受給者 | 190 | 570 |
| 児童扶養手当・特別児童扶養手当の受給者 | 125 | 375 |
| 障害児福祉手当・特別障害者手当の受給者 | 18 | 54 |
| 原爆被爆者諸手当の受給者 | 17 | 51 |
| 「要介護3」(身の回りの世話・立ち上がり等が自分でできない)以上の認定を受けた者 ¹³ | 200 | 600 |
| 計 | | 3,450 |

表6 1997年の消費税率引き上げ(3→5%)時の対策(948億円、対象者890万人)¹⁴

| 名称 | 対象者 | 1人当たりの支給額 |
|---------|---|-----------|
| 臨時福祉給付金 | 老齢福祉年金、障害基礎年金、遺族基礎年金、児童扶養手当、特別児童扶養手当、障害児福祉手当、特別障害者手当、原爆被爆者諸手当の受給者 | 1万円 |
| 臨時介護福祉金 | 住民税(所得割)を支払っていない、もしくは生活保護を受給している寝たきりの高齢者 | 3万円 |
| 臨時特別給付金 | 住民税が非課税の高齢者 | 1万円 |

⁹ このほか、生活保護世帯について、保護費のうち非課税である住宅・医療扶助相当分を除いた生活扶助の負担を補うことにすれば、1%の増税につき130億円程度の追加給付が必要になる。対象者は12年6月現在で212万人。財務省資料によれば10年度の生活保護費は3.3兆円、うち1.15兆円が生活扶助費。その後12年度予算では、生活保護費(全体)が3.7兆円まで膨らんでいる。

¹⁰ 所得額に応じて課される税のうち最も高い税率を指す。例えば、課税所得が200万円の場合は195万円の所得に5%、5万円の所得に10%の税率がそれぞれ課されるので、最高税率は10%となる。

¹¹ 給与所得控除が考慮された金額を示す。

¹² 上記の政府税制調査会参考資料に示されている「税率1%引上げ当たりの増収力」が、税率1%引下げの減税額に等しいと仮定した。

¹³ 要介護者数については、厚生労働省『平成23年度介護保険事業状況報告(年報)』を参照した。

¹⁴ 時事ドットコム「【図解・行政】臨時福祉特別給付金の変遷(2012年2月)」13年8月30日閲覧 http://www.jiji.com/jc/graphics?p=ve_pol_seisaku-syakaihosyo-zei-kaikaku20120201j-03-w490 および日本経済新聞2013年1月17日朝刊

1997年の消費税率引き上げの際、臨時福祉給付金・臨時特別給付金として各種手当の受給者に1人当たり1万円、臨時介護福祉金として寝たきりの低所得高齢者に1人当たり3万円が支給された。97年における臨時介護福祉金の対象者である「寝たきりの高齢者」が、現在において『要介護3』以上の認定を受けた者』に対応すると考え、給付の対象者に含めた(表6)。

簡素な給付措置の例としては、99年に実施した地域振興券がある。緊急経済対策の一環として実施されたもので、その対象は15歳以下の児童がいる世帯、扶養手当・福祉手当の受給者および低所得の高齢者で¹⁵、1人当たり2万円が支給された。対象者数は約3100万人、事業規模は約6200億円だった¹⁶。

4. 法人減税前倒し、自動車2税廃止を——知識資本への投資促せ

経済対策では需要の変動を最小限に抑えること、成長力を高めることにも目配りすべきだ。当センターは2012年10月の提言¹⁷で、法人減税前倒し、自動車2税廃止、風力発電の電力を都市部に届ける送電網の建設、電力の融通性を高める周波数統一の推進などを主張したが、これらは今も有効である。これらは、中長期的な成長力引き上げを目指す「アベノミクス・第3の矢」とも整合的だ。

まず、2014年度からの法人税減税の前倒し実施と自動車重量税・取得税の廃止だ。

法人税は2011年度税制改正で、実効税率の40.69%から35.64%¹⁸への5%引き下げ(国税の基本税率では30%から25.5%)が決まったが、東日本大震災の復興財源調達のため、12年度から14年度まで法人税(国税)額に対し10%の復興特別法人税が上乗せされている。このため、現在の実効税率は38.4%の水準にある。この上乗せを1年早く打ち切り、14年度から本来の税率に戻すことを提案する。これにより、14年度の税負担が約9000億円減る。自動車重量税、同取得税についても14年度からの廃止を提案する。取得税は15年度からの廃止が決まっているが、これを1年早めるべきだ。これにより、2税の廃止によりこれも約9000億円の減税となる¹⁹。

これらの経済効果をマクロモデルで試算したのが、図2である。実質GDPへの押し上げ効果を表している。法人減税は、企業のキャッシュフロー(税引き後)拡大を通じて設備投資を押し上げる。自動車2税廃止は、自動車保有コストの軽減を通じ家計の購入や企業の取得を促す(文末のBOX参照)。14年度のGDPは0.2%程度押し上げられる。自動車2税廃止は、消費増税前のかげ込みを抑える効果もあり、実際には、13年度と14年度の景気変動をより均す効果が期待できる²⁰。

¹⁵ 老齢福祉年金、障害基礎年金、遺族基礎年金、児童扶養手当、特別児童扶養手当、障害児福祉手当、特別障害者手当、生活保護の受給者、前年に地方税非課税の高齢者(65歳以上)が含まれた。

¹⁶ 清水谷論(2005)『期待と不確実性の経済学』日本経済新聞社。

¹⁷ 「リスク封じ消費税円滑に」(2012年10月2日)

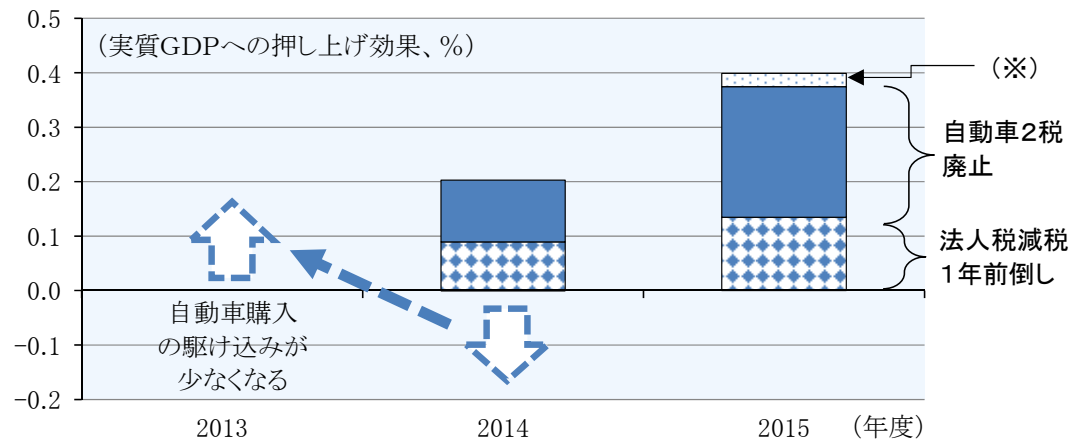
[http://www.jcer.or.jp/policy/pdf/pe\(jcer20121002-1\).pdf](http://www.jcer.or.jp/policy/pdf/pe(jcer20121002-1).pdf)

¹⁸ 実効税率は地方税や事業税のあり方にも依存するため、地域によって異なる。ここで例示した実効税率は東京都の場合である。

¹⁹ 実績が判明している税収規模は、2税合計で9229億円(2011年度)であり、そのうち取得税が1678億円である。

²⁰ 取得税は車体価格の5%が本則の税率であり、これが適用になる車種については、同税が廃止にな

図2 法人減税前倒し・自動車2税廃止の効果



(資料) 日経センター推計。※は既に決まっている自動車取得税廃止の効果

政府・与党内には、経済対策として即効性が期待できる投資減税を推す声がある²¹。当センターは以下の理由から、投資減税より法人税減税が望ましいと考える。

第1は、既に日本には十分な量の資本ストックが存在していると考えられることである。経済協力開発機構（OECD）によると、資本ストックが国内総生産（GDP）の何倍あるかを示す資本係数は、日本は主要国の中で突出して高い（図3）²²。

第2に、第1の点も踏まえると、日本の企業に欠けているのは、資本の量ではなくその生かし方だと考えられる点である。例えば2013年の経済財政白書は、民間企業の資本収益率（ROA）は米国に比べて明確に低く、ドイツにも劣っていると指摘する²³。さらに、OECDによれば、日本は物的な資本（有形資産）への投資水準は高い半面、知識資本（Knowledge-based capital）への投資が低調である（図4）。

OECDは知識資本への投資を(1)競争力向上、(2)研究開発、(3)情報関連の3つに分けている。(1)は収益を獲得するために商品や組織、従業員に蓄えられた無形の力のことで、商品のブランド力、顧客ニーズ把握の仕組み、訓練を通じて蓄えられる人的資本などを指す。日本は(2)の研究開発はそれほど見劣りしないものの、(1)競争力向上と(3)情報関連の投資が貧弱である。それぞれの企業に固有の「企業特殊の人的資本形成」への支出が近年、著しく減少しているとの指摘もある²⁴。投資減税によって物的資産を中心とした設備投資を刺激するよりは、企業に使い道の自由度を与え、人的資本を含めた知識資本の形成を促す方が望ましい。

れば消費増税5%分をちょうど埋め合わせる効果がある。さらに重量税が廃止になれば制度変更後に購入する方が得になる。ただし、いわゆるエコカーでは燃費により取得税負担が50%から75%軽減される特例（エコカー減税）があるため、車種ごとに税負担の変化は一樣ではない。また、取得税廃止が15年度からの場合、14年度には買い控えが起きる可能性があり、14年度景気を本試算よりも押し下げる可能性がある。

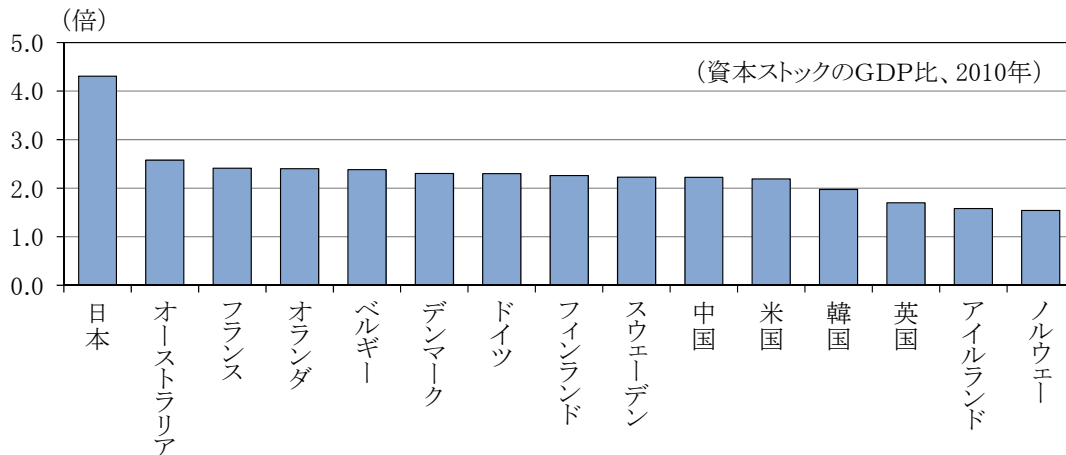
²¹ 2013年8月29日付、日本経済新聞。

²² 本図の資本には、道路、港湾などの社会資本ストックも含んでおり、日本は90年代を中心とした公共事業の拡大が資本係数を押し上げている可能性もある。

²³ 内閣府『経済財政白書』2013年7月、第2章。

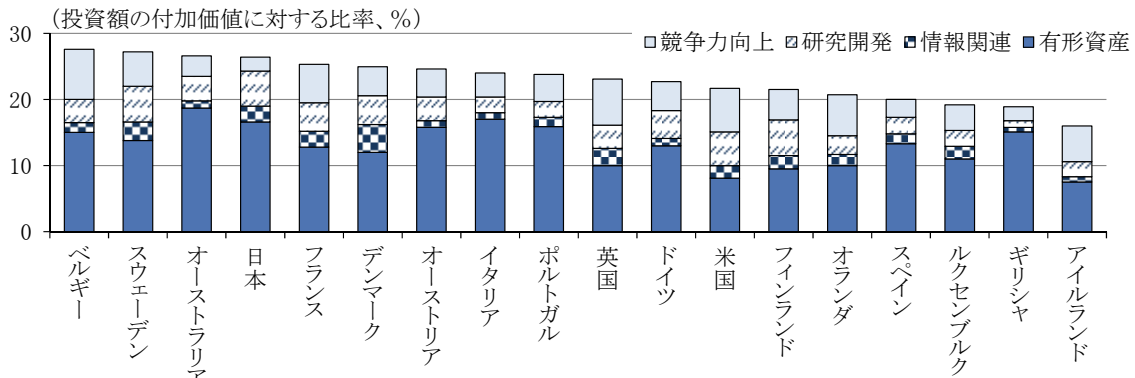
²⁴ 宮川努・滝澤美帆「潜在成長率について」（内閣府経済社会構造に関する有識者会議・潜在成長率専門チーム第1回会議資料、2012年2月23日）

図3 主要国の資本係数



(資料) OECD Economic Outlook。資本ストックには、公共施設など社会資本を含む。

図4 知識資本への投資比率



(注) 競争力向上: ブランド力、顧客ニーズ把握、人的資本、組織改編への投資
 研究開発: 研究開発投資、資源探索、知的財産、金融技術開発への投資
 情報関連: ソフトウェア、データベースへの投資

(資料) OECD, *New Sources of Growth: Knowledge-Based Capital: Key Analyses and Policy Conclusions - Synthesis report*

第3に、法人税率引き下げは企業の海外流出に歯止めをかけ、外資を呼び込み、長期的には税収の増加につながる可能性が高いことだ。当センターは、今年5月に公表した長期経済予測²⁵で、日本が成長を加速させるには、対内投資の受け入れや規制緩和などを通じた「経済開放度」の引き上げが必要であることを示した。高い法人税率は、日本の事業環境に障害が多いことを象徴的に表す事項の1つだ。今回の減税前倒しにとどまらず、実効税率を近い将来少なくとも25%程度まで引き下げ、アジア諸国と同等な水準にすべきだ。

5. 1.6兆円ファンドで未来への投資を——送電網、パイプライン整備を急げ

低所得者への一時的な減税・給付金(1.6兆円)、法人税の前倒し(0.9兆円)、自動車2税の廃止(0.9兆円)で合計3.4兆円の規模になる。残り1.6兆円は「未来への投資」を積極的に後押しする官民ファンドを設立してはどうか。

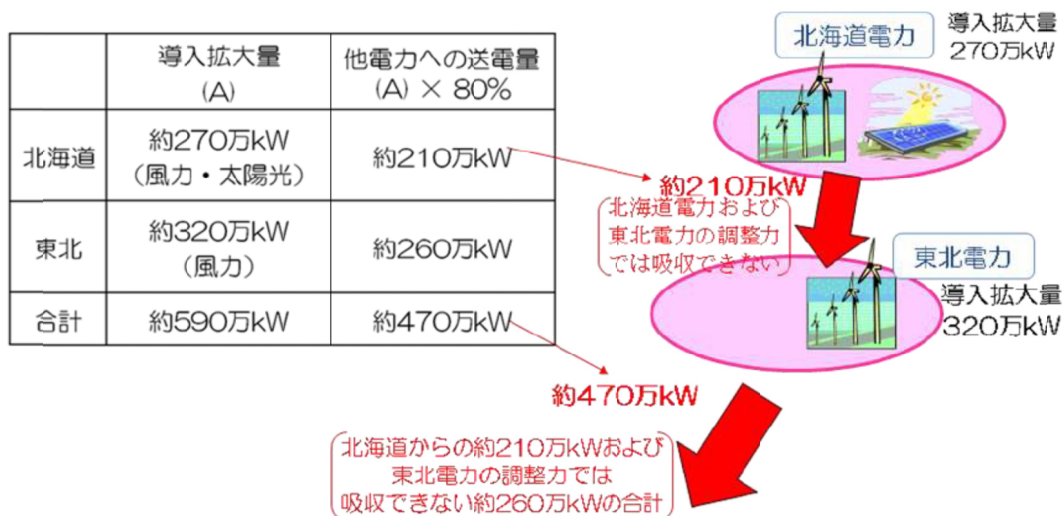
その重点分野の第1は日本の送電網整備だ。再生可能エネルギーの本命とされる風力発電は東北や北海道での導入計画が進み始めているが、電力を大都市部まで届ける手段が不足し

²⁵ グローバル長期予測と3つの未来「各論1」(2013年5月31日)

ている。収益悪化で電力会社には余力が乏しいため、国が指針を示した上で、費用の一部を補助し、官民が一体となって送電網建設を促進すべきだ。すでに13年度予算で250億円を計上し、官民で整備に乗り出そうとしているが、この動きを加速するために1.6兆円規模のファンドを設立してはどうだろうか。

図5は北海道・東北の再エネを東京など首都圏へ送電するイメージだが、経産省の「地域間連携線等の強化に関するマスタープラン研究会」では、その整備に総額1兆円強の投資が必要と試算する。高すぎるとの指摘はあるが、数千億円はかかるだろう。

図5 北海道・東北から首都圏へ再生可能エネルギーを送るイメージ



(資料) 地域間連携線等の強化に関するマスタープラン中間報告書参考資料集(2012年4月)より引用

送電網の充実が電力の融通性を高め、減災・防災につながる。南海トラフ地震や首都直下型地震の可能性も考えると、東日本、西日本地域での電力融通体制だけでなく、東西間で自在に電力を融通する仕組みが必要だ。東西で異なる周波数の統一も推進すべきだ。費用は10兆円と試算されるが、19兆円かかるとされる核燃料サイクルは「エネルギー安全保障」という観点で継続されている。大災害に備えた全国的な電力供給体制のグランドデザインを描くのは政府の責任ではないだろうか。また自由な電力融通ができれば、新規参入もしやすくなり、政府が進めようとしている電力自由化による競争促進にも役立つ。

電力だけでなく地域間をつなぐ天然ガスのパイプライン網も未整備だ。東日本大震災時に新潟-仙台間にガスパイプラインがあったことで、1カ月程度で仙台のガス供給は復旧できたが、これは例外的。3大都市圏で大地震に襲われたら電力網以上に脆弱になっている。また熱電併給(コジェネレーション)の普及を促すにもパイプラインは不可欠になる。総合資源エネルギー調査会の専門委員会の中で「長岡-彦根」「長岡-桶川」「姫路-北九州」「横浜-知多」の4つのルートのパイプライン敷設に2兆円の投資が必要と試算している²⁶。

本官民ファンドは、電力網に加え、ガスパイプライン整備の資金として利用してもいいだろう。電力・ガス間の競争にもつながり、エネルギー価格引き下げにつながるだろう。

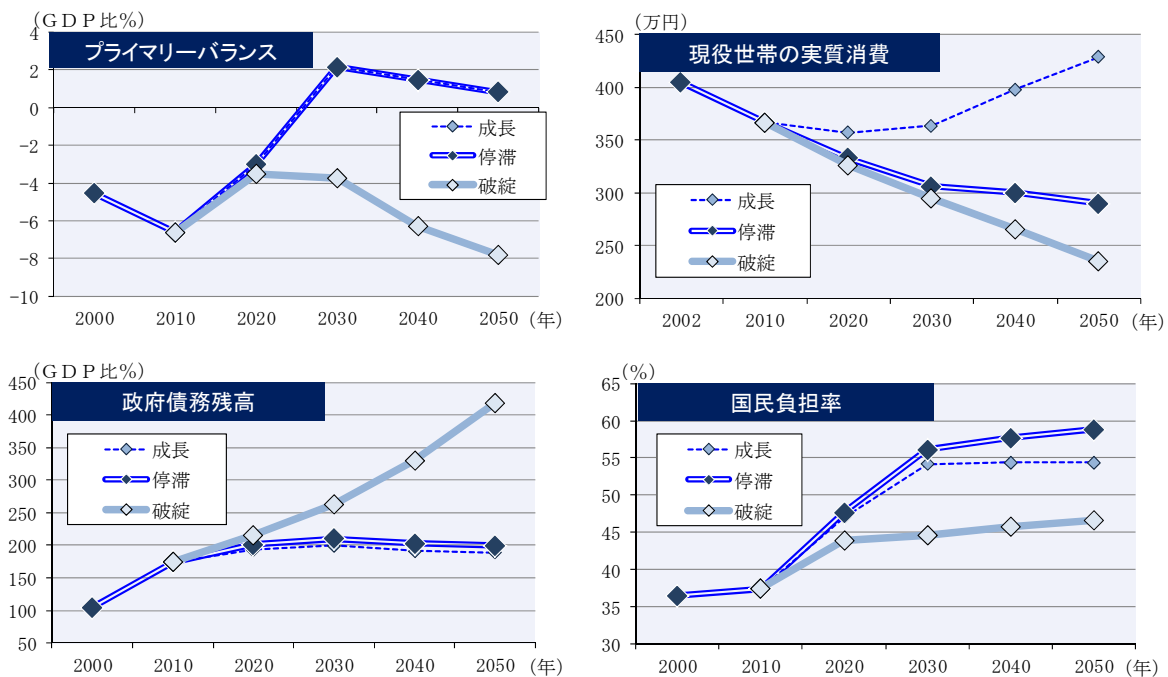
²⁶ 総合資源エネルギー調査会総合部会天然ガスシフト基盤整備専門委員会報告書(2012年6月)の中で三菱総合研究所が試算

6. 消費税 25%に耐える成長力を

年金などの社会保障給付水準をある程度維持し、財政を安定させるには、消費税率 10%では到底足りない。内閣府の試算では、既述したように 2020 年度の基礎的収支黒字化は困難だ。当センターの長期経済予測によれば、消費税は 30 年までに段階的に 25%に引き上げることが必要だ。

図 6 はその試算結果で、成長シナリオ (2013-50 年で平均 1.3%成長) でも国民負担率 (租税+社会保障費) は 54%まで高まる。財政のプライマリーバランスは黒字になり、政府債務残高は名目 GDP の 2 倍程度で横ばいになり安定化する。実質消費は 50 年には 2010 年よりも 17%増えるが、消費税率の引き上げ期間 (2030 年まで) はほぼ横ばいになる。改革が遅れる停滞シナリオでは、50 年までの経済成長はほぼゼロになり国民負担率は 59%に高まり、実質消費は 10 年に比べて 2 割以上低下する。破綻シナリオでは平均で▲0.8%成長となり、政府債務残高の GDP 比率が発散、国家破綻に陥る。

図 6 消費税率 25%へ引き上げ時の財政と家計消費・負担



(注) プライマリーバランスは、成長シナリオと停滞シナリオが同じになるように調整している。

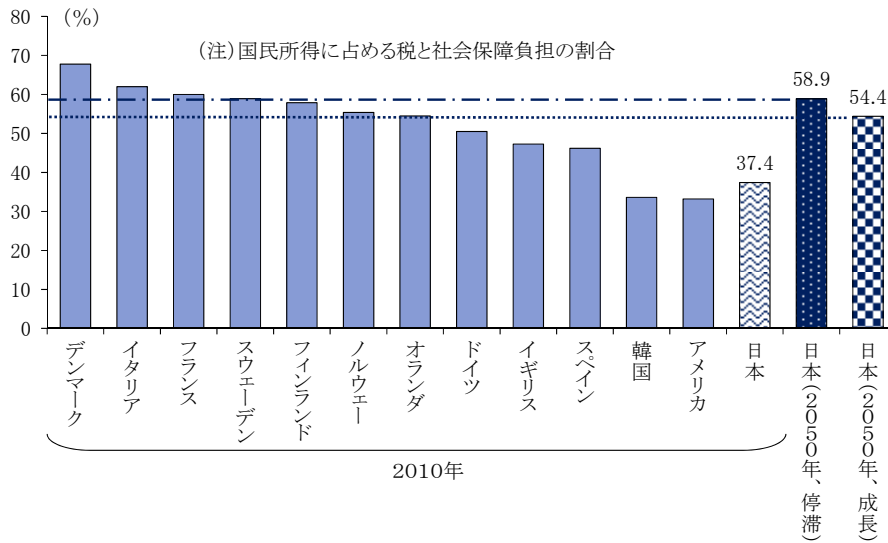
成長シナリオ: 13-50 年の平均成長率は 1.3%

停滞シナリオ: 同期間の平均成長率はほぼゼロ成長

破綻シナリオ: 同期間の平均成長率は▲0.8%、国民負担率が低いのは、マイナス成長のため消費税は引き上げられないと考え、10%に据え置いたため。

このように成長が続いても、国民負担率は、欧州並みになる (図 7)。しかも当センターの試算は、年金など社会保障の給付水準は、将来に向けて現状よりも若干低下するとの前提を置いている。今後、人口減少が加速する下では、負担率そのものを大きく引き下げたり、給付水準を維持したりするには、少子化対策や移民の受け入れなどによる人口対策が避けて通れない喫緊の課題になる。

図7 欧米諸国などとの国民負担率比較（停滞シナリオと成長シナリオ）



本提言は2013年8月26日に開かれた政府の「今後の経済財政動向等についての集中点検会合」で理事長・岩田一政が述べた主張をベースにとりまとめた。執筆には岩田のほか、猿山純夫、小林辰男、増島雄樹、竹中慎二の各研究員が加わった。

問い合わせは、研究本部（TEL：03-6256-7740）まで

※本稿の無断転載を禁じます。詳細は総務・事業本部までご照会ください。

公益社団法人 日本経済研究センター

〒100-8066 東京都千代田区大手町1-3-7 日本経済新聞社東京本社ビル11階
TEL:03-6256-7710 / FAX:03-6256-7924

《BOX》 自動車 2 税廃止の効果（算出モデルの解説）

自動車の取得や保有にかかる税（車体課税）は複雑である。同じ自動車関連でもガソリンなど燃料課税は 1 リットル当たり何円といった「税率」に課税情報が集約できるが、車体課税は車種や排気量によって税率が細かく定められている。ここでは、以下のような枠組みで、車体課税のマクロ効果を試算した。

まず、車体課税の税収（税収規模が大きい自動車税と自動車重量税の合計）を、走行距離と燃費を勘案してガソリン 1 リットル当りに換算する（次式内の TICAR1）。この車体課税とガソリン価格（同、PGSL）の和が保有コストとして自動車保有を左右すると想定する。同コストの自動車保有（旅客用）に与える影響（弾性値）は計測によれば 0.12 であり、その効果が 5 年間の遅れを伴いながら現れるという定式化を行った。取得税についても効果は同じとの想定を置いた。次式は旅客用（乗用）自動車の関数であるが、貨物用についても同様な関数を推定した。

```

○自動車保有台数・旅客（万台）
EQKCAR_PS (sample = 1985 2008, obs = 24)
DLOG(KCAR_PS/N) =
-0.0589
(-3.97)
+ 0.0198*@MOVAV((KLANDH+KSTOCKH+KDEPH)/GDPXT, 3)
( 5.26)
-0.1190*@MOVAV(DLOG((PGSL+TICAR1)/CPIOTH), 5)
(-2.84)
+ 0.7528*@MOVAV(DLOG(LEYED), 6)
( 2.70)
R*R adj= 0.870 D.W. = 1.37 S.E. = 0.006

```

【式の考え方】 1 人当たりの保有台数を推計。家計の資産（右辺第 1 項）や就業者数（同第 3 項）に応じて保有台数が増え、ガソリン価格が割高になると保有を抑えると考えている。第 2 項が保有コストを表す項で、自動車の車体課税（走行距離と燃費を考慮してガソリン 1 リットル当りに換算したもの）が高くなると、車の保有を手控えると想定

【変数コード】 KCAR_PS=自動車保有台数（旅客）、N=人口、KLANDH=家計の土地保有時価、KSTOCKH=家計の株式保有時価、KDEPH=家計の現預金残高、GDPXT=名目 GDP（間接税を除く）、PGSL=ガソリン価格、TICAR1=自動車車体課税（ガソリン 1 リットル当たり）、CPIOTH=消費者物価指数（エネルギー以外）、LEYED=就業者数

【関数】 DLOG=対数の階差、@MOVAV(X, n)=X の n 期移動平均

【統計量】 係数の下の () 内=t 値、R*R adj=自由度修正済み決定係数、D.W.=ダービン・ワトソン比、S.E.=標準誤差

モデルでは、「保有」を推定した後、その変化が「購入」（販売）として顕在化するという計算手順になっている。購入は家計が買えば民間最終消費であり、企業が買うと民間設備投資である。自動車の最終需要は、2005 年産業連関表によれば 18.6 兆円（購入者価格ベース）規模であり、自動車需要はマクロ経済にも大きな影響がある。

以上をまとめると、モデルでは以下の経路で車体課税の効果が波及する。
 →TICAR1 の低下（走行距離・燃費を勘案したガソリン 1 リットル当たりの車体課税）
 →保有台数の増加（5 年ラグで徐々に作用）（旅客と貨物それぞれについて）
 →販売台数の増加
 →個人消費、設備投資の一部としての自動車需要を押し上げ
 →GDP を押し上げ